

規制の事前評価書(要旨)

| | | | |
|---------------------------|---|--|--|
| 政策の名称 | 金融グループにおける経営管理の充実 | | |
| 担当部局 | 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 | 電話番号: 03-3506-6000(内線3582) | e-mail: RIA@fsa.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成28年3月3日 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【現状】 銀行持株会社は、その子会社の経営管理を行うことができる旨規定されているが、当該経営管理の対象となる範囲及びこれに求められる機能については、明確な規定はおかれていない。また、持株会社が存在しないグループの頂点に位置する銀行等については、上記のような規定はおかれていない。</p> <p>【問題点】 近年、金融グループの経営態様の多様化が見られる中、グループの実効的な経営管理を行うことが重要となる一方、銀行持株会社やグループ頂点に位置する銀行等が果たすべき経営管理の対象となる範囲とこれに求められる機能は必ずしも明確ではない、との指摘がある。</p> <p>【規制の新設又は改廃の目的及び必要性】 上記の問題点等を踏まえ、銀行持株会社及びグループの頂点に位置する銀行等に、法令上、グループの経営管理を求めるとともに、その対象となる範囲と求められる機能を明確にしていくことが適当であると考えられる。</p> <p>【規制の新設又は改廃の内容】 銀行持株会社及びグループの頂点に位置する銀行等に、法令上、グループの経営管理を求めるとともに、その対象となる範囲と求められる機能を明確にする。</p> | | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | ①銀行法第16条の3(新設)、銀行法第52条の21、②長期信用銀行法第17条(準用)、③信用金庫法第54条の24(新設)、④協同組合による金融事業に関する法律第4条の5(新設)、⑤労働金庫法第58条の6(新設)、⑥農林中央金庫法第72条の2(新設) | |
| | 想定される代替案 | 銀行持株会社にのみ、法令上、グループの経営管理を求めるとともに、その対象となる範囲と求められる機能を明確にし、グループの頂点に位置する銀行等については、これを求めない。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | | 代替案の場合 |
| | (遵守費用) | 銀行持株会社及びグループの頂点に位置する銀行等にグループ全体の経営管理を求めることにより、銀行持株会社、銀行等のいずれを頂点とするグループ形態においても、グループの経営方針の策定や経営管理体制の構築・運用等を行うための体制整備に伴う費用が発生する。 | 銀行持株会社にのみグループの経営管理を求めることにより、銀行持株会社を頂点とするグループにおいて、グループの経営方針の策定や経営管理体制の構築・運用等を行うための体制整備に伴う費用が発生する。 |
| | (行政費用) | 行政庁(国)において、銀行持株会社及びグループの頂点に位置する銀行等によるグループの経営方針の策定とその適正な実施などがなされているかを検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。 | 行政庁(国)において、銀行持株会社によるグループの経営方針の策定とその適正な実施などがなされているかを検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。 |
| | (その他の社会的費用) | 特になし。 | 銀行持株会社をもたない金融グループにおいて、グループの頂点に位置する銀行等に、法令上、グループの経営管理を求めないことにより、グループの実効的な経営管理が行われず、リスクの把握やリスク顕在化時の対応が遅れ、結果として、グループの財務の健全性などに支障が生ずるおそれがある。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | | 代替案の場合 |
| | 銀行持株会社の有無にかかわらず、グループの実効的な経営管理が行われることにより、グループ内の的確なリスク管理や再建計画の策定、コンプライアンスの徹底などが可能になるため、銀行等の業務の健全かつ適切な運営の確保がより一層図られることが期待できる。 | | 銀行持株会社を有する金融グループにおいて、グループの実効的な経営管理が行われることにより、グループ内の的確なリスク管理や再建計画の策定、コンプライアンスの徹底などが可能になるため、銀行等の業務の健全かつ適切な運営の確保がより一層図られることが期待できる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>(1)費用と便益の関係の分析 本案においては、新たな遵守費用が発生するほか、行政庁(国)においても追加的な検査・監督に伴う行政費用が発生する。しかしながら、グループの実効的な経営管理が行われることにより、グループ内の的確なリスク管理や再建計画の策定、コンプライアンスの徹底などが可能になるため、銀行等の業務の健全かつ適切な運営の確保がより一層図られるという便益が発生する。これらを踏まえれば、当該便益の増加というプラスの効果が、遵守費用及び行政費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較 本案、代替案ともに、グループ内の的確なリスク管理や再建計画の策定、コンプライアンスの徹底などが可能になるため、銀行等の業務の健全かつ適切な運営の確保がより一層図られるという便益が発生するが、本案においては、銀行持株会社の有無にかかわらず、その便益が期待できる。しかしながら、代替案においては、持株会社を有しない金融グループについて、リスクの把握やリスク顕在化時の対応が遅れ、結果として、グループの財務の健全性などに支障が生ずるおそれがある。したがって、本案と代替案は、発生する便益においては本案が代替案を上回り、遵守費用・行政費用においては本案が代替案を上回ることとなるが、代替案ではその他社会的費用(グループの健全性などに支障)が生ずるおそれがある。以上の点を総合的に勘案すれば、本案を選択することが適当であると考えられる。</p> | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告(平成27年12月22日)において、金融グループの経営管理の形態は区々であることを踏まえつつ、それぞれのグループの経営管理体制が十分に実効的であるために、銀行持株会社及びグループの頂点に位置する銀行が果たすべき経営管理機能の内容を明確化することが適当と考えられるとされている。 | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 | | |
| 備考 | | | |